

## 茨城県立中央青年の家の利用料金の変更について（通知）

平素は、中央青年の家をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当所では条例改正に伴い、令和6年10月1日以降における新規でご利用予約をされる団体様より、下記の通り利用料金を変更させていただきます。

尚、10月1日以降でのご利用で、すでにご利用予約をされている団体様については、変更前の利用料金となります。

何卒、ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

### 利用料金（令和6年10月1日以降利用予約より適用）

区 分		利 用 料 金（税 込）	
		変 更 後	変 更 前
児 童 生 徒 等	宿 泊 1 人 1 泊 につき	210 円	190 円
	日 帰 り 1 人 1 日 につき	30 円	30 円
青 年 等	宿 泊 1 人 1 泊 につき	420 円	370 円
	日 帰 り 1 人 1 日 につき	90 円	80 円
そ の 他 の 者	宿 泊 1 人 1 泊 につき	1,050 円	930 円
	日 帰 り 1 人 1 日 につき	210 円	190 円

施行日前に使用の承認をしている団体については、10月1日施行以降も改定前の料金で徴収する。

### < 備 考 >

- 1 「児童生徒等」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びにこれらの者の引率者をいう。
- 2 「青年等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 1以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
  - (2) 利用料金を納入すべき者が5人以上の団体で使用する場合における当該使用する者の過半数が前号に掲げる者であるときの当該使用するもの
- 3 「その他の者」とは、1及び2以外の者をいう。